

受付番号	
水栓番号	

給水装置の舗装先行工事における誓約書

(あて先)
佐伯市長

舗装先行にて給水装置を設置するため、下記の事項について誓約します。
なお、当該装置の問題については自己で速やかに解決します。

記

- ① 加入金の権利を取得していない引込管の維持管理（事故・出水不良など）を申込者又は、所有者の負担で行います。
- ② 各区画への引込管は将来の計画を十分に考慮して、適切な位置に設置します。また、取出した止水栓にはBOXを設置し、適切に管理します。
- ③ 不要になった給水装置は、申込者又は所有者の負担にて撤去します。
- ④ 当該給水装置に係る管理を譲渡等をする場合は、譲渡先に本誓約事項を継承します。
- ⑤ 新築等により、佐伯市の基準に不適合な場合は指示に従い、改修工事を行います。また、それらに要する一切の費用を実費負担で行います。
- ⑥ 家屋等を建築する際、佐伯市が行う検針業務に支障をきたした場合は、佐伯市の指示に従い改修工事等を行います。また、それらに要する一切の費用を実費負担で行います。

年 月 日

装置場所 佐伯市

申込者 住所

氏名 ⑩

目的 分譲住宅・その他（ ）